

II 最終評価の目的と方法

1 最終評価の目的

みやぎ 21 健康プランは、平成 17 年度に中間評価を行うとともに、平成 22 年度から最終評価を行い、その評価を平成 25 年度以降の次期計画の策定・推進に反映させることとしている。

みやぎ 21 健康プランの最終評価の目的は、策定時及び改定時に設定された目標について、目標の達成状況を評価し、課題を明らかにすることで、今後の健康づくり施策に反映させることである。

2 最終評価の方法

(1) 指標の評価方法について

「健康日本 21 最終評価」で実施された評価方法を踏まえ、「目標値の達成状況」を評価する。

① 県民健康・栄養調査及びその他の資料等で直近値等の把握が可能なもの

みやぎ 21 健康プランの策定時及び計画改定時に策定された目標について、策定時の値と直近値を比較（原則として、有意差検定を実施し、その結果については、別添分野別評価シートに記載）し、分析上の課題や関連する調査等の動向も踏まえ、目標に対する達成状況について以下の評価指標により分析・評価を行う。

また、計画策定時に評価を行う数値として想定したものが把握できない場合や、国の数値の公表がなかった場合で代替になる指標があるものについては、その数値を活用する。

【評価指標】

評価指標	評価の基準等
A 目標値に達した	直近値が目標に達しており、かつ有意差が出たものの
B 目標値未達成だが改善傾向	直近値が有意に目標に近づいているもの
C 変わらない	直近値と策定時の値は有意に差がないもの
D 悪化している	直近値が有意に目標から離れているもの
E 評価が困難	数値が入手できない、評価できる数値が不足している等で評価ができない

② 直近値等の把握が困難なもの

数値の把握が困難であり、かつ、代替となる数値等の入手が困難なものについては、評価指標としては「E」に区分し、参考値として全国値等の結果を用い、その指標の変化についての確認を行う。

③ 目標値の設定が行われていない指標について

改定計画策定時に、平成20年度からの特定健診結果により該当者の推定数が把握できるようになった時点でベースライン値及び目標値を設定するとした項目は、いずれもベースライン値の把握が困難であり、目標の設定が行えなかつたため、今回の評価対象からは除外し、評価指標としては「E」に区分した。

【評価から除外した項目】

- ・メタボリックシンドローム新規該当者の推定数の減少（40～74歳・男女）
- ・糖尿病発症者の推定数の減少（40～74歳・男女）
- ・高血圧症発症者の推定数の減少（40～74歳・男女）
- ・脂質異常症発症者の推定数の減少（40～74歳・男女）

（2）「推進に関する取組状況」のまとめ

① 県内市町村の健康増進計画策定状況について

宮城県内の市町村における健康増進計画の策定の有無について、全国調査の結果と比較を行った。

② 県及び市町村における各分野の事業の実践状況について

改定計画策定以後（平成20年度以降）、年度ごとに収集している県及び市町村の事業実施報告を整理し、各分野で掲げた事業の実践状況を取りまとめた。